

## 第2回定例委員会会議録

- 委員長 ) 日程第1 開会宣言
- 委員長 ) 日程第2 会議成立の宣言
- 委員長 ) 日程第3 会議録署名委員の指名(福岡委員)
- 委員長 ) それでは、日程第4の審議に入ります。

第6号議案「芦屋市立幼稚園保育料等の免除及び減額に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。提案説明を求めます。

管理課長 ) <議案資料に基づき概略説明>

委員長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

白川委員 ) 認定基準額を「1万6,000円」から「5万9,000円」に改めることになったいきさつは非常によくわかります。国の子ども手当などの制度が変わると、また再計算して変更になるのですか。

管理課長 ) そうですね。子ども手当がなくなり、もしまた税制改正が行われましたら見直すことになる可能性はあると思います。過去にも税制改正がありまして、同じ収入でも所得割額が変わるというときに、やはり一定の見直しをしてきた経過はございます。

白川委員 ) わかりました。今、市立幼稚園の保育料は幾らですか。

管理課長 ) 月額9,500円でございます。減額の場合は、半額の4,750円になります。

白川委員 ) よくわかりました。

宇佐見委員 ) 対象者はどのぐらいおられますか。

管 理 課 長 ) 23年度で申しますと、全額免除の方が38人、半分の減額の方が10人で、合計48人がこの制度を受けておられます。

宇 佐 見 委 員 ) 近年の動向というのはどうなっていますか。

管 理 課 長 ) やはり少しずつふえてきているという感じですが。平成22年度は全額免除、半額減額の両方合わせて37人でしたので、10人ほどふえておられます。

委 員 長 ) 私のほうから数点。

6ページにモデルケースとして課税試算が並んでおります。現行と改正後の試算ですね。ざっと見ていきますと、5ページで説明された2人分の扶養控除66万円がゼロ円になると、控除できる額が非常に少ない金額で、課税所得金額が36万円だった人が102万円になるわけですね。収入が変わらなくても、課税される上で所得が大きいお金持ちになったわけですね。この所得割ですが、所得に応じた地方税の県民税と市民税のうち、市民税は6%で計算されるということですか。

管 理 課 長 ) はい、そうです。

委 員 長 ) そうすると所得割は市民税の所得割額ですね。そうすると、現在2万1,960円の人が約6万円の市民税を負担することになるわけですか。

管 理 課 長 ) はい。正確には計算の最後に調整控除が少しございます。

委 員 長 ) なるほど、わかりました。

管 理 課 長 ) このモデルケースでは、実際納められる金額は改正前ですと1万5,900円の方が、今回5万8,500円になる例となります。

委 員 長 ) なるほど。この1万6,000円や変更後の5万8,000

円ですが、比較表の一番最後にある、市民税所得割の額から引く調整控除額は、計算上素直に出てくる数字なのですか。

管理課長 ) はい。算出方法が法律で定められておりますので、モデル世帯を決めると、そのまま算出されます。また、生命保険料控除は各家庭で異なると思いますが、モデルケースでは控除額の上限額を想定しております。

委員長 ) わかりました。どの部分を基にして、この試算が行われているのかと思ったので。調整控除額の欄には、決まっている計算方法で出た金額を単純に入れているということですね。

管理課長 ) そうです、おっしゃるとおりです。

委員長 ) そうすると、市には税金が多く入ってくるわけですね。

それから、規定の整理部分ですが、可否する決定権者が結局免除・減額を取り消すことができる、これは問題ないのでよいと思います。

税制の改正から派生した従来の基準を維持しようとする趣旨ですよ。

ほか、特によろしいですか。

委員長 ) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第6号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

次に、第7号議案「平成24年度芦屋市心身障害児適正就

学指導委員会委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。  
す。提案説明を求めます。

学校教育課主幹) (議案資料に基づき概略説明)

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

宇佐見委員) 平成23年度の資料で、入学児童生徒の措置先を見ましたところ、全部で22名おられましたが、お一人は転出されたということでしょうか。

学校教育課主幹) はい。1名が他市へ転出しております。

宇佐見委員) それで中学校の特別支援学校がゼロだったんですが、特別支援学級から移られた事例はございましたか。

昨年度の数字とどのくらい変わっているのかと見ていたのですが、昨年度では、中学校の特別支援学校がゼロ人で、特別支援学級が9人でしたので、どのように移られたのかと思ひまして。

学校教育課主幹) 1名が特別支援学級から、特別支援学校へ移っております。

宇佐見委員) それは就学指導委員会で、そのほうが適切という判断をなされたのですか。

学校教育課主幹) その児童につきましては、非常に強い保護者の要望もございまして、最終調整をいたしまして、特別支援学校のほうに移動ということになりました。

宇佐見委員) わかりました。

あと22年に入学した要観察の中学生がお一人いらっしゃったと思いますが、その方は以後どうなっておられますか。

学校教育課主幹) その生徒につきましては、今年度から通常学級籍に移動して通学しております。

宇佐見委員) 今年、名称がスクールアシスタントから特別支援教育支援

員に変わったと伺っておりますが、配置状況はどうなっておりますか。

学校教育課主幹) 現在、小学校に5名の配置をしており、配置校は、精道小学校、朝日ヶ丘小学校、潮見小学校、打出浜小学校、浜風小学校の5校でございます。このうち、朝日ヶ丘小学校を除く4校につきましては週3日勤務、朝日ヶ丘小学校につきましては週2日勤務となっております。

宇佐見委員) 1校ふえたということですね。

学校教育課主幹) はい。

小石委員) さきほど親御さんの御希望という話がありましたが、この指導委員の方が何かデータに基づいて判断されるんですか。

学校教育課主幹) 本日資料に記載しております12名の方により、6月と12月の2回会議を行います。12月の会議までには、この12名の方とは別に、各小・中学校から11名の専門の委員を委嘱いたしまして、5回から6回にわたり部会を開きまして、子どもたちの進路を話し合っております。

小石委員) そこで原案ができるわけですね。

学校教育課主幹) はい、そうでございます。

委員長) 今の表ですが、平成23年度特別支援学校、特別支援学級小・中のうち、小学校で要観察というのは、支援学校の生徒が要観察になっている、ということですか。

学校教育課主幹) はい。

委員長) これは、どういう状況に置かれるんですか。

学校教育課主幹) 入学してから芦屋特別支援学校のほうで子どもの観察を続けていたところ、地域の学校でも生活していけるのではないかと

ということで、学校から話が出ております。ただ、保護者からは、やはり子どもの成長にとって支援学校のほうが合っているので、このまま支援学校で教育を受けたいという要望がございます。そういう理由で観察になっております。

委員長 ) この場合は、普通学校の支援学級という評価が行われたわけですね。

学校教育課主幹) はい、そうです。

委員長 ) 観察というのは、当事者の意向だけではなく、学校と学級の一定の振り分け基準がどこか前提にあるのでしょうか。

学校教育課主幹) はい。法律で一定の基準がございます。その基準で特別支援学校に進学する障がいの基準を満たしているかが決まっています。

委員長 ) この委員会の中身としては、医学的なものや行政的なものだけではない、学校関係者も含めて、ということですよ。そういう意味では総合的ですけども、このあたりの審査はどうされているのでしょうか。打出教育文化センター所長は、今年度の委員ですね。もう始まりましたか。

打出教育文化センター所長) いえ、まだ始まってはおりません。

委員長 ) まだですか。医学的なテストや診断だけで、ということではおさまらない話が出てきますよね。

学校教育課主幹) 学校生活をどれだけできるかということで、学校の関係者の意見がかなり大きな要素を占めると思います。

委員長 ) なるほど。学校の経験値というのは大きな要素として、決定要素になっているんですね。

白川委員 ) この適正就学指導委員会の下にある専門委員会の意見がか

なり通るということですね。

学校教育課主幹) 現在、専門委員会は全員学校関係者です。市内の特別支援学級のうち、各学級種別をできるだけ抜けないようにということで、専門家が集まってやりとりしております。

白川委員) では専門委員会には医学関係者はいないわけですか。

学校教育課主幹) 入っておりません。

白川委員) やっぱり専門委員会は学校サイドから就学の適性を判断するのでですね。

委員長) 障がい者用の新教育用テキストがここで並んで、今年もまた、委員会が選定することになるわけですね。この専門委員会の人たちがテキストを使ったりして授業をしておられるわけですね。一般学級は一定のカリキュラムでこれだけ教えれば次のステップに行けるとかでしょう。その子の障がいの程度など、テキストを使ってもなかなかまならないのは、さまざまだと思います。学校現場としてはどうですか。

学校教育課主幹) 現在、特別支援学級籍の子どもたちにつきましては、個別の指導計画、支援計画をつくり、支援計画につきましては、1年、2年間でその子がどのような成長を、その子に合った成長を支援していくのかということを長期的な視野での計画を立てます。それから、教育・指導計画につきましては、通常学級でもカリキュラム等ございますが、これにつきましては、その子に応じた指導計画、細かい指導計画を個別につくりまして、それに沿って指導をしております。

委員長) 学校の先生がつくられた計画に合わせながら、順番に教材を与えたり、日々の授業をやっていかれるということですね。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第7号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

次に、第8号議案「平成24年度芦屋市教育研究部会研究員の委嘱について」を議題といたします。提案説明を求めます。

打出教育文化センター所長)

〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長)

説明が終わりました。質疑はございませんか。

小石委員)

これは実際にはどのような活動をしておられますか。

打出教育文化センター所長)

部会によって異なりますが、現場の授業を見に行ったり、先進的などところに行く可能性もあります。講師の先生を招いて、進めている内容への指導助言を仰いだりしながら、学校現場での実践事例を持ち寄り、もっとうすればとか、学校現場の先生が授業に生かせるように、こうすれば使ってもらえるとか、子どもの指導に生かせる形で動いております。部会では、1回目に、集まる頻度や方向を目指し、講師の先生は今すぐ決まらなくても、情報収集しながら活動を進めていくという形です。

小石委員)

先生方に研究を深めてもらうこと、ほかの先生方に研究結果をいかに広めてもらうかの、二つあると思いますが、もともとの趣旨としては、若手の先生の推薦もよいと書いてありますが、その趣旨からすると、特別に中心的になってもらうための先生方を育てるという意味があるのですか。

打出教育文化センター所長) 初任者は初任者研修がありますので、原則は、初任者以外の教員を推薦してもらうようにしています。初任者はもちろん成長していただきますが、学校で中堅またはベテランの先生で、学校を切り盛りしていくような方もいらっしゃれば、年数で言えば5年目とか、まだ若手の先生も、自分が研究してみたいと思われるような、そういう意欲を持った先生を募集しています。

小石委員) 一つのピークをつくっていくというか、得意の分野をきちっとつくっていくという趣旨なのか、あるいは回しながら全体に上げていくという趣旨なのかという、そのあたりをちょっとお聞きしたかったのですが。

打出教育文化センター所長) ねらいとしては両方あります。この人たちが最たる専門家という形ではなく、この先生方を中心にしてほかの先生の力量を上げていくということを目指している部分もあります。

小石委員) 設定としては、1年ごとですよね。来年はまた別の人が入ってこられるということですか。

打出教育文化センター所長) はい。ただ、同じ人が入っていただいても構いません。

委員長) 毎年結構厚い研究結果のまとめができ上がってきていますが、去年の研究結果はまだですか。

打出教育文化センター所長) このあとお届けいたします。

委員長) 結構充実した実績があることがわかりますので。このメンバーの人たちで意見交流をして、報告の中で、次にどうするか、モデル事業をやってみたり、いろいろ活動をされて、最終のまとめとなりますが、まとめた結果が現場のレベルアップに機能していかなければいけないですね。本当に実効性があるのか。まとめた本でおしまいなのか、そのあたりはいかがですか。

打出教育文化センター所長) 研究部会としては、確かに成果物をつくって、一つの成果をあらわすものをつくります。打出教育文化センターは研修の場でありますので、1学期の研修、幼稚園研修も含めて、小学校、中学校、夏休みの各研修講座ということで、20本以上の講座を含み、もちろん自由参加ですが、学校長も現場では打文の研修に行きなさいと、研修を推していただいておりますので、かなりの方が来られます。研修内容も多岐多様ですので、興味がある内容で勉強を希望されます。また、中学校では部活の大会のため、やむを得ず来れない場面もありますが、小学校や幼稚園の先生が結構参加していただき、タイアップできるように進めています。

委員長) はい、わかりました。

宇佐見委員) まとめなどを見ると、かなりいろんな形で研究が行われて素晴らしいという感想を受けました。芦屋市の学校教育の現状を踏まえて、教育課題をどう解決するかという研究を委嘱することだと思いますが、この5つの部会は、いつの段階でこれにしようというふうに決められるのでしょうか。

打出教育文化センター所長) 部会は昨年と同じく5つですが、昨年の研究をさらに深めようということで今年度もこれを実施するものです。特に、外国語活動は、教育課程の中に組み込まれたものですが、小学校は5年生、6年生が活動して、英語に親しむことをねらいにしていますが、中学校では親しむだけではないので、どのようにつないでいくかという内容があります。

I C T活用部会は、情報機器が整っておりますので、インターネットも含めて、いろんなことを検索しながら調べることが

できます。各学校には50インチのテレビもありますので、そういう機材を活用するときも、インターネットを取り込んだり、いろんなことができます。どうすれば子どもたちがより楽しく、より学習を深めていくことができるのかというあたりを研究していきます。

特別支援教育部会は、一人ひとりの個人に応じて、どのような指導をすると、その子が伸びていくのかというあたりを研究しながら、事例も出しながら、そして学校現場でその子が快適に過ごせる、また、取り巻く子どもたちが一緒の土壌で成長していくにはどうしたらいいか。特別視や、一つの集団意識が崩れないようにするために、どうすれば学級全体が高まるのかというあたりも研究しています。

授業づくり部会は、多い若手教員の育成が非常に大事な課題です。特に、臨時任用教員は、初任者研修のように指導教員がつきませんので、本年度4月始まってすぐに、臨時職員の方をお呼びして、打文で学校支援教員の先生に、3回に分けて御指導いただきました。教育長も頑張れと激励に来てくださいました。1回でその人の力量はつきませんので、学校支援相談員が今年は4名おります。それぞれが全部の小学校、中学校に行き、ベースは臨時的職員を育てるために勤務してくださっています。スーパーバイザーというような形、県でもありますので、何とか活用できないかということも、4人の先生ともお話をして、臨時的任用教員の方をどう育てていくのかも、一つの課題です。もちろん、学校で行われる授業の研修会もありますが、打文の研修会にも来ていただきながら、実際には教師同士でこんな指

導をすると子どもが乗ってきたとか、知識理解が高まったという  
ことを研究すると。

体力の向上部会は、全国的に見ると体力が低下している時期  
がありましたが、芦屋の子は体力も上がってきているというふ  
うにデータが出てきています。生涯学習として体育を考えると、  
一生の健康につながりますので、単なる体育の時間、週3時間  
体育を楽しむだけでは体力は伸びません。特に、小学生のとき  
に心肺活動を高める運動をしていれば、思春期になったらもの  
すごく数値が高くなります。幼稚園、小学校、もちろん中学校  
もですが、子どもたちが生涯体育を目指せるように、どうすれ  
ば楽しめるのかという研究を深め、日ごろの生活の中に返せた  
らなと思っています。

宇佐見委員) 前年度の内容を生かしながら、次年度のテーマを決めてや  
っていかれるということでしょうか。

打出教育文化センター所長) 進化させたり、つけ加えしながら進めていきますので、相  
関関係がない所から、全く別のものが出てくるよりは、雪だる  
ま式になります。

宇佐見委員) 深めていかれるわけですね。

白川委員) 5部会の設定については、幼小連携のような部会があつて  
もいいと思います。以前、部会の設定について、この場で活発  
な議論をした記憶がありますから、去年と同じですとあっさり  
言われると「えっ」と思いますが、部会の設定については打出  
教育文化センターのほうで決めるのですか。

打出教育文化センター所長) はい。今回については、去年の5部会を、さらに研究を進  
化させていく必要があると引き継いでおります。

委員長 )       これは、別のところにスポットを当てる必要性とか可能性も踏まえているかと思います。その点いかがですか。

打出教育文化センター所長)       はい。去年がこれだけだったら、別の角度から、膨らませないといけない分野が当然出ると思います。去年のそういった反省を、成果はありますが、まだ満ちてない部分をさらに膨らませていくことが必要だと思います。

委員長 )       それは一つわかります。深める部分と、別のジャンルやテーマ、それも研究対象として新規に取り入れる必要があるという、この点についていかがですか。

打出教育文化センター所長)       第1回の部会をもち、ここに名前の挙がっている指導主事が入り、かじをとってもらうことになると思います。

委員長 )       たまたま何もないから取り上げたというテーマが、意外にもみんな気がつかない全く別の視野を掘り起こしたり、見過ごしていたけれど、現場では実は問題にはなっていたなどがありますので、人為的にテーマを決めていることは、ある種、現場では深まったり、対応していくことで、ノウハウが蓄積される、それは必要なことです。ほかのテーマでも、ある程度、意識的に取り上げて再確認することも必要だと思います。

                  外国語ですが、小学校の外国語教育ですが、始まったのは1年、2年ぐらいですか。

打出教育文化センター所長)       もっと前からで、週1時間です。ただ、外国語助手のALTを地域人材で活用していますが、ALTはサブで、指導の中心は担任です。最初のころは、試験的なことも含めてALTが中心で担任はサブの時期がありましたが、今の新学習指導要領では、担任が中心になります。

委員長 ) なるほど。

白川委員 ) 例えば、外国語教育を担当する先生が、海外に行って研修をする機会はないのかと思います。県でもそのような研修計画はないでしょうね。私が個人的に知っている人が、そうした活動を今やっているのですが、小学校の外国語担当の先生を、夏休み期間にアメリカに呼んで、短期間の研修プログラムをつくっておられます。そういう考えは全然ないですか。もちろんそういう希望者がいればですが、小学校の先生では難しいでしょうか。

宇佐見委員 ) 予算はついているのですか。

打出教育文化センター所長 ) 研究部会はついています、多くはないです。

白川委員 ) その予算では難しいでしょうね。

教育長 ) この5研究部会が一発花火で終わらず、研究成果として作成した冊子等を、学校園のフォルダでしっかり管理して、いつでも教材として取り出せるよう、打出教育文化センターとしてフォローしてほしいと思います。

研究部会は研究部会として、去年やそれ以前にできたものも含めて、所長が中心となってもう一度発掘してもらい、それをスキャナーで取り込むなどをお願いしたいと思います。

特に、ICTの活用部会においては、宮川小学校を中心として、非常にすばらしい機器が入っていますし、ここで連携して、使えるものはきっちり取上げて、さらに今の研究の中で生かしていってもらおうとか、ぜひ内容を充実させてください。

白川委員 ) 去年の報告書を見ても授業実践例も、面白い内容がたくさんありますよね。

委員長 ) そうですね。レベルも相当高いと思いますし。

白川委員 ) 教材開発も新しい教材とか出していますね。

委員長 ) ドリルなどをつくってあげたら、みんな喜んで見にきたりして。手書きドリルができそうな感じですね。

宇佐見委員 ) もう一つ、研究された中で、今後こういうことが課題として残るとか、今後こういうことを教育行政の指針として盛り込んでいこうとか、そういう提言もあると、教育予算につながっていくことも一つ思いました。22年度のICT研究の中で、やはり書画カメラとプロジェクターが要ということが書いてありましたが、予算につなげていけるものがあったら、声に出して言っていただいたらいいなと思います。

打出教育文化センター所長 ) 書画カメラは今年度購入する予定で、今進めております。

宇佐見委員 ) それは良かったですね。そうですか。

委員長 ) あと一つ。授業づくり部会ですが、芦屋の授業体制は非常に安定している、落ちついている、成果を上げている、という認識ですが、学級崩壊とか、それから学級運営がうまく行かないとか、学級について。部長のほうがいいかもしれません。

学校教育部長 ) 昨年度末は少し揺らぎがあった部分がありましたが、新年度を迎えて、落ちついたスタートが切れていると思います。

委員長 ) ああ、そうですか。

学校教育部長 ) この部会とは少し離れますが、やはり授業力の差を縮めていくことが大きな主題だと思います。私も実は去年、講評で入らせていただきましたが、部会メンバーには前年と同じ人もおられますが、部会の牽引者になれる方もおられ、授業力向上のための研究を、若手とベテランが一緒になって取り組み、い

いスタートが切れてると思います。それを持続させて、活力にしないといけないなとも思っています。

教 育 長 ) 研究員はここで上げられていますけれども、今回の構成員は芦屋市立小中学校に勤務する校長 1 名を代表にしてとありました。代表はだれにされますか。

打出教育文化センター所長) はい。今年度は上月校長です。

委 員 長 ) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本件は原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第 8 号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

次に、日程第 5、専決報告第 5 号「芦屋市放課後子どもプラン運営委員会委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。提案説明を求めます。

生涯学習課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

委 員 長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

小 石 委 員 ) 委員の方について異論はございませんが、実態を知りたいと思って。ここですべてをお聞きするわけにはいかないですが、放課後子どもプランでは、放課後子ども教室という児童クラブは別になっているわけですか。

生涯学習課長) はい。

小 石 委 員 ) その教室は、すべての学校や地域で実施されていますか。

生涯学習課長) 教室型とついておりますが、必ずしも室内という意味では

なく、芦屋市では、主に校庭開放になります。室内を使う内容も一部あります。実施は全校です。曜日や回数などは学校により異なります。

小石委員) 場所と内容、参加人数などを教えていただけますでしょうか。児童クラブの子が、ある時間帯だけ一緒になっていることもあり得るわけですね。

生涯学習課長) はい、ございます。

委員長) 児童クラブというのは。

小石委員) はい。学童保育のことです。

白川委員) 指導員の状態はいかがですか。

生涯学習課長) 放課後子どもプランの指導員は、子どもたちが安全に遊べるように見守る形で、1人ないし2人の大人がついております。安全管理員なので、指導や教えるとかではありません。

白川委員) 指導員に当たる人は、全部で芦屋に何人ぐらいいますか。

生涯学習課長) 曜日や校区で、何人かのシフト交代がありますし、学校によっては、同じ人が何度も行っていただくというところもございますので、対象者としては今、正確にはわかりません。

白川委員) これは、教育委員会の事業ですから、全体像をいつか私も知りたいと思ってるのです。

宇佐見委員) 昨年度、放課後子どもプランに対して、教育委員からも意見を言わせていただいたと思いますが、山手小学校と朝日ヶ丘小学校で、一たん家に帰らず、そのままアスロンさんがいらっしゃるときに実施されていることを聞いて、他でもできないかという御意見があったと思うんですけども、その後どうなっていますか。あと、問題としては安全性ですね、拡大する方向で

ということもあったと思いますが、そのことについてお聞かせください。

生涯学習課長) いったん帰らずに、放課後子どもプランをそのまま継続して行う方針で、それは放課後子どもプラン運営委員会でももう決まっている方針ですが、実施にあたっては、曜日や学年で、終わりの時間が異なりますので、開始時間を何時にするのか、早く終わった学年の子どもは、だれが見るのかというようなこと、そこが問題ではあります。

去年1年間、実施にあたって、いろいろ話し合いもさせていただき、アンケートをとったりしましたが、今現在実施しているところは、当時、保護者からも一番問題とされていた岩園小学校でした。かなり参加者が少なく、まず何とかしようということで話し合いが持たれたことがありました。岩園小学校の保護者にアンケートをとり、放課後帰らずにできるようになれば参加する意思があるかを中心に聞きました。42%ぐらいの回収率で、80%程度の保護者が、「帰らずに実施してほしい」、「帰らずに実施すれば参加したい」という意見でした。それを踏まえて、あとはほかの学校も先生方、特に教頭先生、校長先生に対して、もし帰らずに実施するとすればどういう問題があるかというようなことをお伺いして、それを今、集約しております。岩園小学校については個別にお話させていただいたので、岩園小学校から出た問題点については、社会教育部としてこのように解決していきたいという案もお示しした上で、御相談させていただいたりもしていますが、まだ実施には至っておりません。

校長会でも、いろいろ御提案とか問題をお聞きすることをしており、問題としては、午後3時半から始めることについて、放課後子どもプラン運営委員会はそれでいいと結果が出ていますが、低学年が2時半に終わる日にどうするかとか、だれが、どこで見るかということ、仮にけがをしたときは、放課後子どもプランの時間中は、責任が放課後子どもプランの実施者で社会教育部側になりますが、管理人の方は、研修は受けていても、年間1回程度の一般の方なので、保健室の先生や学校の先生がおられると、どうしてもすぐお願いしたり、任せてしまうことがあるので、そういう取り決めとか、子どもにとって一番いいのはどうすればいいのか、今後そのあたりを詰めていく段階に来ております。

小石委員) 実施時間は何時までですか。

生涯学習課長) 暗くなる時間が季節によって違いますが、最長で午後6時までです。

小石委員) 6時ですか、立派ですね。場所によれば高学年はみんな塾に行くので、残念だなと思って見ていましたが、ここは結構いろんな学年の子が来てるんでしょうかね。

生涯学習課長) そうですね、やはり学校により、地域により随分違っております。塾で忙しいというところは割とたくさんあります。

小石委員) 一度また見せてもらいに行ってもいいですか。

生涯学習課長) はい。

宇佐見委員) やはり安全管理が問題になると思いますが、学校側は、放課後まで責任を持たされると大変きついというのは、正直あると思います。学校により事情も違いますが、社会教育と学校教

育が、お互いどこから負うのかを、学校ごとに実際に足を運んで見ていただいた上での相談がとても必要だと思います。保護者にすれば、子どもが学校でそのまま過ごす時間があれば、多分利用したい気持ちがあると思いますが、ただ、安全面ですよ。お知らせの中にも書いてあったと思いますが、やはり最後は保護者がちゃんと責任持ってくださいというところの徹底が必要というのは感じます。

委員長 ) 大人がいないから子どもが置けないという、こういう子どもたちは、自分自身で考えるのかと思いつつ、一体どういう大人になるだろうと思いますね。

小石委員 ) 学校という場所を使いますから、やはり責任が生じますね。

委員長 ) 単純に言えば、校庭開放と学童保育での責任をどう負うかを、縦割り行政的に考えて割った結果、何時から何時までは生涯学習で、5分や10分のだれも責任を持たない隙間の時間は、校庭から出てもらいましょうという、奇妙な現場ができ上がるわけですよ。

一方で学童保育があり、片方で別のものがある。また、公園という子どもたちの遊び場の問題が一つあるわけです。安全面は、最後は保護者だと思いますが、子どもの自由な環境をどう与えるか。大人の都合と責任論だけで進めると、1人で歩けない大人が育ってしまうような感じがします。

小石委員 ) 結局、保育園と幼稚園と同じで難しい問題ですね。学童の子はお金も払ってしっかり見てもらうシステムなのに、一方で教室型では、家で遊ぶのと同じ扱いなので、一緒に実施すると、学童に通わせている親たちから、対応や責任をどうするのかと、

問題がややこしくなります。常にこれが困るんです、同じ子どもたちなのに。

宇佐見委員) もう一つ。実施要項7条にある、運営委員会は15人以内の委員をもって組織する、次に掲げる者のうち、とありますが、保護者として入ってるのは芦屋市のPTA協議会からお一人と思いますが、正式には保護者、家庭・教育関係者でしょうか。それは、今までこの中にはなかったんですね。

生涯学習課長) そうですね。家庭という区分としては特にございませんでした。PTAは、地域関係者か社会教育関係者かという区別がはっきり分かれるものではないため、そのあたりということで入っていただいています。

宇佐見委員) そこに入るのですね。保護者の意見は非常に大事だと思うので、15人のうち、2人ぐらいいてもいいのにと 생각합니다。今後お考えいただければと思います。

委員長) 次回、今の参加者やいろんな諸問題をペーパーで報告していただいて、もう一度共通認識として、現場の状況、改善措置などをある程度確定できることがあると思います。資料の御提供をお願いしたいと思います。

生涯学習課長) はい。

委員長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。専決報告第5号は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

<異議なしの声>

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈専決報告第5号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

次に、専決報告第6号「芦屋市立青少年愛護センター運営連絡会委員の任命について」を審議といたします。提案説明を求めます。

生涯学習課長） 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長） 説明が終わりました。質疑はございませんか。

これは何回ぐらい開催していますか。

学校教育部長） 運営連絡会は2回です。

委員長） これ以外に、協議会や連絡会で会合を持たれることはあるのですか。

生涯学習課長） 今の委員にお集まりいただいてという連絡会は年2回です。

委員長） 年2回だけですか。

もう一つ、愛護だよりはこの連絡会が発行していましたか。

生涯学習課長） 別の愛護委員によるものです。

宇佐見委員） 会議ではどういう内容を話し合っておられるのでしょうか。

生涯学習課長） 本来のお仕事に関係ある方にお集まりいただいていますので、その各分野での最近の動向や、問題点がないかなどを御報告いただくという連絡会です。

委員長） 警察は治安からのアプローチですね。保護司は、犯罪性とか司法制度の中の一環などについて。学校は教育からですね。警察からは、どんな情報が出てきていますか。

生涯学習課長） 芦屋警察管内は、神戸市東灘区から西宮市まで含まれまして、問題がまったく存在しないわけではないでしょうが、全体として、他の地域と比較しても、今のところ大きな問題はないと。補導や逮捕した場所が芦屋市内でも、東灘区とか西宮とか、

隣接地域から来ていたことも割とあるというお話をいただいております。

委員長 ) 子どもたちには、友達同士でいろんな場所で話し込むのも、友人関係の主要な要素だけれども、では今の子どもたちは、どこで集まっているのかという疑問はもちますね。

教育長 ) 24時間営業のコンビニの前でたむろしていて、その近くを通るのは怖いということを聞きます。若者が座っているだけで、威圧を感じるという話も聞きます。

委員長 ) ああ、そうですか。

小石委員 ) 以前に、若い子が集まるところで、大人には聞こえない超音波を出して追い払うというニュースがありましたね。

委員長 ) ありましたね。老人には聞こえないけど、若者に聞こえる音。何かヤブカを払うみたいでかわいそうだけど。

小石委員 ) 居場所問題という意味からすると、さっきの子どもプランというのはまさにあれは居場所づくりですよ。

委員長 ) 本当そうですね。

委員長 ) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈専決報告第6号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

委員長 ) 最後に、私のほうから提案ですが、中学校の昼食の問題について、懇話会からの報告書を受けてからこれまでの間、

我々も、勉強会を設けて中身を精読し、意見交換なども行ってきたところですが、この問題をテーマに、臨時の教育委員会を開いて、教育委員会として一定の方向性を見出す必要があると思います。

皆さん、いかがでしょう。臨時教育委員会を開くことに御異議はございますか。

〈異議なしの声〉

委員長 )       では、臨時の教育委員会を開催するという事で事務局のほうで、日程調整をしていただけませんか。

管理部長 )       5月22日(火)か、23日(水)あたりで、時間帯は、定例会と同様に、午後4時からということで皆さんのご都合はいかがでしょう。

委員長 )       私は、22日(火)が都合がよいですが、皆さんいかがでしょう。22日でよろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

委員長 )       では、5月22日(火)午後4時から「芦屋市立中学校の昼食について」を議題として、臨時教育委員会を開催することに決定いたします。

委員長 )       日程第6 閉会宣言